○鏡野町定住促進空き家改修事業補助金交付要綱

平成２７年４月１日

告示第２５号

（趣旨）

第１条　この要綱は、空き家の有効活用による町内人口の増加と地域経済の活性化を図るため、町内の空き家を購入又は賃借した者が空き家を利活用するために必要な改修等を行う場合に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において鏡野町定住促進空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鏡野町補助金等交付規則（平成１７年鏡野町規則第４７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（１）　移住者　補助金の交付を申請した日において町外から本町に住民票を移して３年を経過していない者又は本町への転入を予定している者

（２）　空き家　町内に居住を目的として建築され、現に居住者がいない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）戸建ての建物をいう。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　補助金の交付を受けた日から５年以上本町に居住する意思を持って町内の空き家を購入したもので、この補助金の交付を申請した日において、空き家の売買契約締結日から１年を経過していない者

（２）　補助金の交付を受けた日から５年以上本町に居住する意思を持って町内の空き家を賃借した者で、この補助金の交付を申請した日において、空き家の賃貸借契約締結日から１年を経過していない者

（３）　補助金の交付を受けた日から１０年以上本町に居住する意思を持って町内の空き家を購入した移住者で、この補助金の交付を申請した日において、空き家の売買契約締結日から１年を経過していない者

（４）　補助金の交付を受けた日から１０年以上本町に居住する意思を持って町内の

空き家を賃借した移住者で、この補助金の交付を申請した日において、空き家の賃貸借契約締結日から１年を経過していない者

（５）　補助金の交付を受けた日から５年以上３親等内の親族以外への賃貸をする意思を持って町内の空き家を購入したもので、この補助金の交付を申請した日において、空き家の売買契約締結日から１年を経過していない者

２　この要綱により補助金の交付を受けることができるのは、同一申請者及び同一物件に対して１回を限度とする。ただし、同一物件が再度空き家となり、町長がやむを得ない理由があると認めた時は、この限りでない。

（補助対象の除外者）

第４条　前条の規定にかかわらず、３親等内の親族間での購入若しくは賃貸又は無償での使用に係わる場合は、補助金の交付対象者から除外する。

（補助金の交付対象事業）

第５条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家の居住部分に係る機能回復又は設備改善のための改修工事のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　町内の建築業者等（個人を含む。）が主たる施工業者として実施するものであること。

（２）　補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象事業費」という。）が２０万円以上であること。

（３）　補助対象事業に国、県又は本町の他の補助制度を受けていないこと。

（４）　補助金の交付決定後に着手するものであること。

（５）　補助金の交付決定を受けた年度内に事業を実施し、当該年度の末日までに実績報告書の提出ができるものであること。

（補助金額等）

第６条　補助金の額は、別表第１のとおりとする。ただし、補助金額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、店舗併用住宅の場合については、居住部分に係る経費のみを補助対象事業とし、面積按分など合理的な方法で算出するものとする。ただし、補助金額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改修工事の着手前に、鏡野町定住促進空き家改修事業補助金交付申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第８条　町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、鏡野町定住促進空き家改修事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　前項の場合において、前年度分までにおける申請者の世帯に係る鏡野町税条例第３条に規定する町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料、有線テレビ使用料、保育料及び学校給食費等のうち、いずれかに滞納がある町補助事業者等については補助金の交付を決定しないものとする。

（申請内容の変更）

第９条　交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じた場合は、鏡野町定住促進空き家改修事業補助金変更交付申請書（様式第３号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、工事の設計変更等により生じた補助対象経費の３０％以内の減額にあっては、この限りでない。

２　町長は、前項の変更交付申請書の提出により、申請書の内容を変更すべきものと決定した場合は、鏡野町定住促進空き家改修事業補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条　交付決定者は、当該申請に係る事業の完了日から２０日以内に鏡野町定住促進空き家改修事業補助金実績報告書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（確定通知）

第１１条　町長は、前条により実績報告書を受理したときは、当該報告の内容審査し、現地調査を実施して速やかに補助金の交付額を確定し、鏡野町定住促進空き家改修事業補助金確定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　前条により確定通知を受けた交付決定者は、鏡野町定住促進空き家改修事業補助金交付請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の取消し等）

第１３条　町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の取消し又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（２）　補助対象工事を承認なく変更し、又は取りやめをしたとき。

（３）　偽りの申請又は不正な方法によって補助金の決定又は交付を受けたとき。

（４）　補助金に係る改修工事を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から第３条第１項各号に規定する年数以上居住又は賃貸しないとき。

（５）　前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

（６）　その他町長が特に必要と認めたとき。

２　前項の規定により、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずる場合は、鏡野町定住促進空き家改修事業補助金返還（取消）決定通知書（様式第８号）により行うものとする。

３　前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から２箇月以内に返還命令額を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

４　第１項第４号の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合の返還を求める補助金の額は、別表第２又は別表第３のとおりとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和１３年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附　則（令和２年３月２３日告示第２６号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年４月１日告示第２９号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月２７日告示第２８号）

この告示は、令和８年３月２７日から施行する。

別表第１（第６条関係）

補助金の交付対象者	補助金額
第３条第１項第１号又は第２号に該当する者	第５条に掲げる補助対象事業費に２分の１を乗じて得た額とし、５０万円を限度とする。
第３条第１項第３号又は第４号に該当する者	第５条に掲げる補助対象事業費に３分の２を乗じて得た額とし、１００万円を限度とする。
第３条第１項第５号に該当する者	第５条に掲げる補助対象事業費に２分の１を乗じて得た額とし、５０万円を限度とする。

別表第２（第１３条関係）

交付日からの経過年数(第３条第１項第１号又は第２号､第５号のいずれかに該当する者)	返還を求める補助金の額
１年未満	交付額の１００％
１年以上２年未満	交付額の８０％
２年以上３年未満	交付額の６０％
３年以上４年未満	交付額の４０％
４年以上５年未満	交付額の２０％

別表第３（第１３条関係）

交付日からの経過年数(第３条第１項第３号又は第４号に該当する者)	返還を求める補助金の額
１年未満	交付額の１００％
１年以上２年未満	交付額の９０％
２年以上３年未満	交付額の８０％
３年以上４年未満	交付額の７０％
４年以上５年未満	交付額の６０％
５年以上６年未満	交付額の５０％
６年以上７年未満	交付額の４０％
７年以上８年未満	交付額の３０％
８年以上９年未満	交付額の２０％

９年以上１０年未満	交付額の１０％

様式　略